

登別市総合計画第3期基本計画策定への提言書



ぬくもり部会



防災・環境部会



産業躍動部会



都市調和部会



育み部会



まちづくり部会

平成27年8月27日

登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会

— 目次 —

◆ 基本計画策定に向けた私たちの想いと願い	．．．	1
◆ 各部会の検討を踏まえた提言	．．．	5
＜ぬくもり部会＞		
～第1章 やさしさと共生するまち～	．．．	5
【第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる】	．．．	5
【第2節 市民の一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる】	．．．	6
【第3節 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる】	．．．	6
【第4節 男女共同参画社会の実現】	．．．	7
＜防災・環境部会＞		
～第2章 自然とともに暮らすまち～	．．．	8
【第1節 環境への負荷の少ないまちづくり】	．．．	8
【第2節 自然を生かした潤いのあるまちづくり】	．．．	9
【第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり】	．．．	9
＜産業躍動部会＞		
～第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち～	．．．	11
【第1節 活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる】	．．．	11
【第2節 自然を活かした産業の育成】	．．．	13
＜都市調和部会＞		
～第4章 調和の中で故郷を演出するまち～	．．．	15
【第1節 暮らしやすい快適なまちをつくる】	．．．	15
【第2節 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる】	．．．	16
【第3節 道路交通網の整ったまちをつくる】	．．．	17
＜育み部会＞		
～第5章 豊かな個性と人間性を育むまち～	．．．	19
【第1節 生涯にわたって学び続ける社会をつくる】	．．．	19
【第2節 学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む】	．．．	21
【第3節 市民の個性ある文化活動と文化を育む】	．．．	22
【第4節 スポーツを通じて健康で活力ある生活をめざす】	．．．	23

＜まちづくり部会＞	
～第6章 担い合うまちづくり～	・・・25
【第1節 協働のまちづくりの推進】	・・・26
【第2節 交流によるまちづくりの推進】	・・・26
【第3節 担いあうまちづくりのための基盤づくり】	・・・27
◆第3期基本計画体系図	・・・28
～第1章 やさしさと共生するまち～	・・・28
～第2章 自然とともに暮らすまち～	・・・30
～第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち～	・・・33
～第4章 調和の中で故郷を演出するまち～	・・・34
～第5章 豊かな個性と人間性を育むまち～	・・・35
～第6章 担いあうまちづくり～	・・・37
◆登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会名簿	・・・39
◆登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会開催状況	・・・41
◆登別市総合計画第3期基本計画市民・庁内検討委員会活用資料	・・・46

◆基本計画策定に向けた私たちの想いと願い

登別市では、平成8年に市のおおよそ50年後を想定したまちのあるべき姿を思い描いた「登別市総合計画基本構想」とともに、その実現に向けて10年を計画期間とする「基本計画」を策定し、まちづくりが進められています。

この基本構想の策定以降、長引く景気の低迷や地方を中心とした人口減少、少子高齢化など、めまぐるしい社会変化によって、地域を取り巻く状況は大変厳しいものと感じています。

これに加え、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震とその地震に伴って発生した津波による東京電力（株）福島第一原子力発電所事故、また、平成24年11月に登別市を襲った暴風雪による大停電など、大規模な自然災害への対応をはじめとする防災行政の一層の充実が求められています。

市では、「登別市総合計画第2期基本計画」が平成27年度をもって終了することに伴い、「登別市総合計画第3期基本計画」（計画期間：平成28年度～平成37年度）の策定を進めていますが、計画策定には、現実的な社会情勢や財政状況を十分に踏まえながらも、基本構想に掲げる「遠い将来を見通した大きな夢」の実現に向けた取組を進める必要があります。

この実現には、市民・企業・団体・行政がそれぞれの立場で、「やりたいこと」のほかに「やらなければならないこと」があり、私たちは、これからも登別市が暮らしやすいまちであり続けるために、市内で自発的にまちづくりを実践・推進している団体や公共的活動を推進している団体から推薦を受けた33名と、一般公募で応募した市民8名の計41名で平成26年3月25日に登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会を組織し、新たな基本計画の検討をスタートさせました。

当委員会は、基本構想の章立てに基づき、福祉や健康、子育て、男女共同参画等を検討する「ぬくもり部会」をはじめ、環境や自然、災害、消防・救急、防犯等を検討する「防災・環境部会」、商工業、観光業、農林水産業を検討する「産業躍動部会」、都市空間や住環境等のインフラ環境を検討する「都市調和部会」、生涯学習や学校、文化・スポーツ等を検討する「育み部会」、協働のまちづくりや都市交流、市の行財政に関する事項を検討する「まちづくり部会」の6つの部会を設置し、41名の市民検討委員が、それぞれの部会で1年間5カ月にわたり計84回の部会を開催しました。

その参加人数は、延826名を数え、熱のこもった議論を重ねてきました。

部会での検討においては、行政が作成した計画案を市民が単に了承するような手法ではなく、行政が基本計画を検討する際に使用する人口推計や市民ニーズアンケートをはじめ各種計画など、靴にも収まらないほどの膨大な資料をもとに、今後も加速する人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化等、登別市を取り巻く状況について、市民検討委員会と対をなす庁内検討委員会に所属する市職員に必ず参加していただき、市民と行政のそれぞれの立場をしっかりと尊重しながら、真剣に協議を進めてきました。

私たち、市民検討委員会委員も基本計画の内容が個人的な意見・要望にならないよう、所属する市民団体やまちづくりに関する様々な協議の場において、それぞれが基本計画に描く想いを受け、部会で検討し、協議結果を団体等へフィードバックすることで、広く市民の意見が基本計画に反映できるよう検討を進めてきました。

また、将来にわたって登別市が暮らしやすいまちであり続けていくために、重点的に行っていかなければならない施策等について、「一方的な要望を市に求めない」、「市はできることと、できないことを明確に説明する」などを基本ルールとし、どうしたら実現できるのかという手法まで、ともに時間をかけながら、それぞれが対等な立場で積極的な議論を交わせたことは、市民がこれまで待ち望んだ協働の取組を展開させる場として、充実した時間を過ごせたと実感しております。

市から示された人口推計によりますと第3期基本計画終了年度の平成37年度には、人口が5万人を大きく割り込み、65歳以上の人口割合は35%を超えると推計されています。

この人口減少の状況を踏まえ、第3期基本計画はもちろん、総合計画に連なるものとして「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の協議にも参画し、人口減少にどのように対応していくのか、強い危機感を感じました。

私たちは、この人口減少社会に対し、人口増加策までは見込めなくとも、人口減少や少子高齢化の進行を少しでも緩やかにするため、安心して暮らせる魅力ある登別市の実現を強く希望します。

この約1年間、協働で進めてきた検討結果をそれぞれの部会からの提言と体系図を添えて提出いたしますが、提言の中にはすぐに実現可能な事項もあれば、実現には相当な困難が予想される事項等もあるかと思えます。

市長におかれましては、登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会の検討における私たちの想いをしっかりと受け止めていただき、第3期基本計画が、これからの10年間、またその先につながる登別市の羅針盤とすることにより、登別市の未来が光輝くまちになることを強く願います。

私たち、市民検討委員会も第3期基本計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を見守るだけでなく、提言提出後も、市とともに知恵を出し合い、まちの発展のために活動していきたいと思えます。

最後になりますが、平成17年12月21日に施行された登別市の最高規範である「登別市まちづくり基本条例」では、まちづくりにおける基本理念や市民、市及び議会のそれぞれの役割や責任を明確にし、互いが協力して、市民自治の実現を図ることを目的としています。

基本条例第28条では、条例の目的達成のため、「登別市市民自治推進委員会」を設置することと規定されており、同委員会は平成18年10月12日に70名の市民により、行政が主体ではなく、市民自らが自由に誰もが参画できることを基本姿勢としてスタートしたと聞いています。

しかし、その後、各委員の認識の違いなどの調整が難航したことなど、様々な要因により、しだいに出席者が減少、平成24年6月1日には規約が廃止され、全委員の脱退に至り、現在は休止状態にあると聞いております。

登別市市民自治推進委員会は、条例にその設置が規定されており、市民と行政を結ぶ重要な役割を担う組織であり、協働のまちづくりには欠かすことのできない組織であると認識しています。

市民検討委員会委員として参加した私たちが、市職員と時には冗談も言い合いながら、互いの垣根を越え、本音で登別市の未来に向けた論議が交わせた約1年間を、これまでにない大変充実した協働の取組として、高く評価できるものと受け止めております。

私たちと市職員との協議の中で、それぞれが高めあった論議の力、コミュニケーションの力が協働のまちづくりの原動力になると確信しています。

私たちは、第3期基本計画の策定後においても、計画の進捗状況の検証のほか、登別市の活性化に向けた各種取組等の検討について、関わり続けていきたいと考えます。

この取組こそが、このまちの新たな協働の萌芽となるものと確信しています。

平成24年5月29日に提出された、登別市市民自治推進委員会からの提言には、「新たな組織構築については、組織づくりに精通している行政に一任することとし、各種団体において活動の中心となっている人物が委員として登録することが望ましい」とされています。

市長におかれましては、市民検討委員会を通して育まれた「新たな協働の取組」の芽を大きく育てていただきたく、ぜひ、私たちの市民検討委員会の組織を基盤として、登

別市市民自治推進委員会を再開し、市民と行政が共にまちづくりについて議論できる場
が実現できるよう前向きなご検討を切にお願いします。

◆ 各部会の検討を踏まえた提言 <ぬくもり部会>

ぬくもり部会では、第3期基本計画の【第1章 やさしさと共生するまち】をメインテーマとして、「町内会」、「地域福祉」、「障がい者団体及び事業者」、「男女共同参画」、「子育て支援」などの団体において様々な活動を展開している市民委員6名と、「庁内検討委員会ぬくもり部会」に所属する福祉部門の市職員のほか、事務局として総務部企画調整グループの市職員により、月に1～2回の頻度で、主に福祉や子育て施策について検討を行ってきました。



私たちは、登別市がいつまでも安心して暮らせるまちであり続けるには、ぬくもり部会が担当するテーマである地域福祉や市民の健康、子育て施策、男女共同参画社会の実現がとても重要であるということをしかり念頭に置き、その中でも人口減少に直結する少子化対策は、必要不可欠であり、特に「仕事を続けながら、安心して子育てできる環境を充実させる施策がないか」ということを重要な論点と位置づけ検討を重ねました。

部会では、参加する皆さんがリラックスしながらも真剣に議論するために、固い議事進行は避け、気軽に自由な発言ができるような雰囲気づくりを心がけて、検討を進めました。

その結果、検討の際には、冗談も交え、笑いが絶えない場面や、時には検討テーマから話が脱線することもありましたが、そのような話から、参加する委員の人柄や考え方なども理解しながら検討を進めることができました。

また、市職員も市民に遠慮することなく発言していただいたことにより、市民と行政の垣根なく、様々な考え方を部会で検討・共有することができ、結果としてとても充実した検討ができた実感しております。

私たちが検討した【第1章 やさしさと共生するまち】の検討結果を「第1節」から「第4節」までの政策に分類して、ぬくもり部会からの提言とします。

【第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる】

人は、誰もが一人で生きていくことは難しく、様々な人とのつながりを求めています。地域のつながりや支え合いを深め、地域福祉を進めていくためには、社会福祉協議会が推進し、町内会が中心となって実施する「小地域ネットワーク事業」を充実させていくことが大切です。

また、福祉に関する制度改正などは、市民の不利益につながらないように、しっかりと情報提供に努めていただき、市民自らも積極的に情報把握に努める姿勢が求められ

ると考えます。

高齢者施策については、今後の社会構造からも重要な施策の一つであります。新たな介護保険制度への対応はもちろんのこと、健康な高齢者の雇用や活躍の場の創出などを市民も市と一緒に考えながら、老いを迎えても住みよい登別市としてこれからも進んでいただきたいと思います。

障がいを持つ方の支援については、市内に不足する福祉サービスの充実やバリアフリーの推進等により、障がいがあってもスポーツや文化活動など様々な社会参加ができ、「登別市に住んでいて良かった」と思えるまちになるよう、サポート体制の充実をお願いします。

【第2節 市民の一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる】

誰もが「健康で楽しく生活を送りたい」と願っています。

私たちは、これからも健康に暮らしていくために、適度な運動や規則正しい生活を送ることで生活習慣病等の予防に努めるほか、正しい心肺蘇生法等を学ぶ救命講習などに積極的に参加するなど、救急に関する意識を高め、自らの命は自らが守ることにに対し積極的に取り組みます。

市においては、市民の健康を守るため、各種検診の実施や疾病の予防対策など、国等の対策ともしっかり歩調を併せ、万全を期した取組をこれからも続けてください。

また、市民の生命を守るため、救急車には必ず救急救命士が乗車し、高度な救命処置等が行えるよう、救急救命士の計画的な配置を引き続き進めるべきと考えます。

【第3節 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる】

登別市の将来を見据えた時に、ぬくもり部会における検討テーマの中では、人口減少が進む中、子供を産みやすく、そして育てやすい環境づくりを進めていくことは、最重要施策であると考えています。

ぬくもり部会では、どのような施策があれば、子育てしやすい環境をつくっていただけるのか、どうすれば子どもの声がいっぱい活気あふれるまちをつくっていただけるのかなど時間をかけて検討しました。

その結果、安心して子どもを産み育てられるまちをつくるには、国の子育て支援制度などにしっかりと対応し、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等の質や量を充実させることで、仕事を持つ保護者が、安心して子どもを預けられる環境を充実させることはもちろん、雇用条件等、福祉施策以外の様々な施策展開が必要であるという結論に至りましたが、少子化に対する特効薬となる施策は、最後まで見出すことができませんでした。

子どもが多かった時代には、地域ぐるみで子育てをしていた印象がありますが、現代は、核家族化の進行などにより、従前のような隣近所が互いに子どもの面倒を見るよう

な状況は少なくなってきました。

少子高齢化が進む登別市において、私たち市民は、子どもたちが様々な市民との交流が持てるよう、地域行事などを通し、地域全体で子どもたちを守り育てていく責任があると考えます。

市は、子どもが少なくなっているから子育て施策にあまり力を入れないのではなく、少子化の今だからこそ、子育て支援施策の充実や児童虐待の防止などに注力していくべきと考えます。

少子化対策は、全国的な課題となっておりますが、市は、国の新たな制度等にも的確に取り組むとともに、「登別市子ども・子育て会議」を中心に民間事業者や関係機関、子育てに携わる当事者などの声もしっかりお聞きし、これからの登別市を牽引していく子どもたちが健やかに成長でき、子育て世代が暮らしやすい環境だと実感できるまちづくりを市民や事業者とともに進めていきたいと考えます。

【第4節 男女共同参画社会の実現】

男女共同参画とは、「男性らしく」、「女性らしく」生きていくという考え方ではなく、性差に関係なく自分らしく生きていくにはどうしたら良いかという考え方です。

日本は、欧米諸国等と比較すると、女性の地位が低い傾向が見られますが、女性も自らの意識を高め、男女共同参画社会の実現を目指していくことが大事です。

女性が社会で活躍していくためには、家族の理解や協力も不可欠であり、女性の社会進出により家庭内がぎくしゃくしてしまっては本末転倒です。家庭内だけでなく社会の中でも、性差に関係なく、個人個人ができることを補完しあい生きてくことができれば、男女共同参画社会の実現に少しずつでも近づけるものと考えます。

このような社会の実現は、個人の人権尊重につながり、人権が尊重されることで、市民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことが可能となると考えます。

市は、福祉のみならず、地域活動や学校、職場など多くの社会生活の根底に、この男女共同参画や人権尊重という考え方があることをしっかり認識し、様々な施策を進めていくことが大切なことだと考えます。

「やさしさと共生するまち」の実現には、すぐにでも手を打たなければならない喫緊の課題も多い一方で、政策等の急な方向転換は、大型船の急旋回と同じで転覆する危険が伴います。社会や市民の意識というのは簡単に変わらないものです。大きな政策転換等は、ゆっくり船を旋回させるように、市民や関係団体とじっくり時間を割いて話し合わなければならない場合もあることを勘案しながら、時期を逸することのないよう今後10年間の福祉施策に取り組むことが何より大切だと考えます。

ととして取り組まれるようにしなければ、長続きは期待できません。市民に、現在の生活は何もせず享受できるものではないことを知ってもらう意識啓発が求められます。

また、省資源・省エネルギー社会の実現のため、防犯灯のLED化や再生可能エネルギーの利用促進に向けた支援などの取組も重要さを増してくるものと考えます。

廃棄物の処理については、町内会や衛生団体連合会を中心に担っているごみステーションの形状や管理、クリンクルセンターでの廃棄物の焼却など、生活に身近で市民の関心が高い施策の一つです。

今後とも、私たち市民も受益者負担やごみの分別など、環境負荷の軽減に努めていきますので、市においても、クリンクルセンターの適切な維持管理や廃棄物の安全な処理を進めてください。

【第2節 自然を生かした潤いのあるまちづくり】

登別市に広がる森林や川などをはじめとする豊かな自然は市民の誇りであり、次の世代にその環境を引き継いでいくことは、私たちの責務でもあります。

市は、これまでも民間の力や知恵を生かしながら、自然を活用した学習の場を通して、自然環境保護の意識の醸成に取り組んできました。

私たち市民においては、長年、自然環境保護の活動に関わってきた団体などの知識や経験を基に、行政任せではなく、自然環境保護に理解を深めながら、登別市の豊かな自然を守り育てていきます。

市においても、登別市の原風景を今に伝えるキウシト湿原など、多様な生物の貴重な生息地となっている自然環境の保全や、自然体験活動の場である「登別市ネイチャーセンターふおれすと鉾山」を十分に活用して、次代を担う子ども達をはじめ、広く市民に対し、将来にわたって自然環境の大切さを広めていくよう取り組んでください。

その一方、ときには、日常生活から離れて自然の楽しさを体験する機会だけではなく、人間が動物や植物等の自然の命をもらって生きている存在であることの認識を持ち、自然と人間がどのように調和の取れた関係を構築していくのか、市民に考えてもらうとともに、特に子どもには、楽しいことばかりではなく、自然の厳しさを学んでもらうことも大切なことと考えます。

【第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり】

平成23年3月に発生した東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸を中心に襲った大津波による甚大な被害を目の当たりにして、被災地と同じく海岸線に面する登別市においても衝撃的な災害でありました。

登別市が幾度となく見舞われてきた大雨などの水害に加え、地震や津波への備えもますます重要になってきます。

大規模災害が発生した直後は、多くの場合、公的機関も被災し、状況によっては災害

支援活動を開始するまでに時間を要することが考えられることから、初動は、自らの命や家族の命は自分たちが守るとともに、町内会などを中心とした市民同士の助け合いが不可欠です。そのためには、町内会役員や民生委員児童委員を中心に、日頃から地域住民同士が結びつきを強めていくことが肝要ですが、人口減少や高齢化の進展を背景に、高齢者や障がいのある方など、いわゆる要支援者の避難をどう行うのかなどの課題もあります。

私たち市民も、日頃から防災訓練や研修会に積極的に参加するなど、防災への意識や共助の意識を高めていきますが、市においても、防災情報伝達手段の多重化や非常用備蓄品・資機材の配備といった備えだけではなく、必要に応じ、町内会等に対し助言や支援を継続していくべきと考えます。

消防・救急救助体制については、日頃から市民の消防に対する期待が高く、火災や救急など緊急時のみならず、災害発生時にも市民の安全・安心を守るための活動が求められます。消防には、迅速かつ的確な活動に必要な各種資機材や装備の整備に引き続き取り組まれるほか、消防団とともに、市民に身近な存在として、きめ細かな活動の展開を望みます。

消費者対策については、市民が未だ全国的に後を絶たない特殊詐欺の被害に遭わないよう、消費者協会と市を中心に、警察や暴力追放運動推進団体連絡協議会、地域包括支援センター、郵便局、町内会、民生委員児童委員など、市内のあらゆる団体と連携し、被害の防止や啓発などさらなる取組の検討を進めてください。

防災・環境部会が検討した分野は、市がいくら施策の展開を図ったとしても、市民の意識の変化がなければ、目指す姿の実現に至らない絵に描いた餅になってしまうものばかりです。

また、市民に継続して関心を持ってもらい、取り組んでいく必要のある施策が多いことから、10年間かけてじっくりと、市民意識を高める地道な施策の展開も必要と考えます。

さらに、今後は、お年寄りや障がいのある方を中心に、災害時に迅速な避難ができるかという不安や、消防・救急活動への期待を多くの市民が抱いている現状を踏まえ、私たちも、自らの命や家族の命は自分たちが守っていくことはもちろん、市民と行政それぞれに求められる役割や市民同士の協力のあり方、体制づくりなど、いわゆる『自助』、『公助』、『共助』の考えや役割を広める取組についても、速やかに、そしてこれまで以上に推進していくことが多くの市民の命を救うことにつながるはずです。

市民とともに常に最善を模索しながら、市民の安全・安心を全力で守っていく気概を持ち、しっかりと施策の展開に取り組まれるよう切に希望します。

◆ 各部会の検討を踏まえた提言 <産業躍動部会>

産業躍動部会は、「経済」、「観光」、「農業」、「漁業」、「消費生活」などの団体に所属し、日頃から市の産業に携わる市民委員7名と「庁内検討委員会 産業躍動部会」に所属する観光経済部の職員のほか、事務局として総務部企画調整グループの職員で構成された部会です。



部会員は現役世代が多く集まることが難しいこともありましたが、まちに対する愛情とこれからの10年間の施策を考えるという使命感をもって、月に1～2回程度、第3期基本計画の【第3章 大地に根差したたくましい産業が躍動するまち】をテーマとして、商工業、観光業、農業、水産業の施策について検討を行いました。

私たちは、まず、人口減少社会や少子高齢化、高度情報化といった10年前には想定できていなかった社会の情勢、登別市における商工業・観光業・農業・水産業における現状と課題、これまでの行政の取組に理解を深めました。その後は、特定の分野に特化した専門知識がなくても、皆がそれぞれ考えた意見を固定概念にとらわれることなく自由に発言できるような雰囲気づくりを心がけて会議を進めてきました。

会議を通じて、これまで登別市に住んでいながら知ることができなかった商工業・観光業・農業・水産業のそれぞれの分野における取組や課題などを知ることができ、私たち個人の見聞が広がっただけではなく、普段の仕事やまちづくりで私たちが抱く思いや苦労話などを共有できたことにより、本音で議論を行うことができました。

市民である私たちの役割について共有することができましたが、一方で、登別の「まち」や「ひと」の特性を踏まえて市が行う具体的な取組を考えることが、いかに難しいかということを感じました。

私たちが検討した【第3章 大地に根差したたくましい産業が躍動するまち】の結果を商工・観光関連分野の政策を掲載した「第1節」と農林水産関連の政策を掲載した「第2節」に分類して、産業躍動部会の提言とします。

【第1節 活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる】

人口減少・少子高齢化に直面している中で、登別市が安定的に市民生活を支え続けるためには、登別市の地理、海・山・温泉などの自然、歴史、文化などのまちの特性を踏まえたまちづくりを行い、雇用の安定を目指すとともに、安心して買い物ができる環境を守っていかなければならないと考えます。

登別市は、海、山、温泉など、豊かな自然環境に恵まれ、年間300万人もの観光客が訪れるまちとなっていることから、基幹産業である観光を中心に、交流人口を踏まえたまちづくりに取り組んでいくことで、市内産業が元気になるための活路が見いだせるものと考えます。

交流人口を増加させるためには、登別市が有する温泉や農水産物などの資源のブランド力を高める取組が必要であり、既に取り組んでいる加工商品の認定制度やご当地グルメの開発にとどまらず、すそ野を広げ、様々な手法によりブランドの確立を図っていくことが必要だと考えます。

また、地域の食材や加工品などの情報を広く発信するためには、女性が参画して考えていくなど、新たな工夫が必要だと考えます。

雇用の安定を目指し、安心して買い物ができる環境を守っていくためには、市内企業の経営基盤を安定させることが重要です。そのためには、個々の市内企業が品質の高いものを提供する等の努力をすることが大前提であり、そのうえで、市内企業同士が連携し、相互間で受注・発注を促進する取組や新たなビジネスを創出する取組に発展させるとともに、市民一人一人が普段から、市内で買えるものを市内で買うことで経済循環を生みだし、地域全体の経済の底上げを図っていくことが大切だと考えます。

企業や市では、市内の経済循環を目指して創意工夫を凝らした取組をこれまでも行ってきたおり、今後も経済状況に応じた取組が必要であると考えますが、これらの取組の前提として我々が市内の情報を積極的に収集、発信を行い、未来の登別市の経済活動を担う子どもたちにしっかりつないでいく意識を持つことが必要と考えます。

また、事業者が新たな事業展開を図る場合には、国や北海道の補助金が有効的に活用できるよう、市では情報提供に努めていただくことが必要ですが、企業や事業者自身も積極的な情報収集に努める姿勢が求められるとともに、事業展開のリスクや採算性を考慮し、身の丈にあった持続可能な取組につなげていくことが重要と考えます。

さらに、雇用の創出を支援するには、これまでと同様、企業誘致や起業の促進が考えられますが、行政で行う支援だけでなく、民間の出資者を募るなど、新しい発想により施策展開を図るということも必要になってくると考えます。

現在の商店街等の空き店舗は、起業者が現れないという要因だけで空き店舗になっているわけではないことは理解しますが、新たな発想のもと支援制度を見直し、賑わいを取り戻すよう取り組むべきと考えます。

市の基幹産業と言われる観光産業では、これまでに引き続き、観光地としてのホスピタリティの意識の醸成や市民に愛される観光地づくりを行い、滞在型観光を推進し、市内における消費額の増加につなげる取組が必要と考えます。

観光客の誘致にあたっては、今後、北海道新幹線の開業や他国からの直行便の就航などは観光客の誘致の契機となるものと考えますが、情報発信や誘客プロモーションなどを行う際には、事業の実施効果をしっかり予測するとともに、特定の手法にとらわれる

ことなく、様々な手法により取り組んでいただきたいと思います。

【第2節 自然を活かした産業の育成】

農業や水産業については、まちの自然特性を生かし、これまで通り推進していくことが必要な施策であると考えますが、農水産物の地産地消を推進するためには、これまでの流通経路の見直しや情報発信の強化に努めていく必要があると考えます。

農業に関しては、気象状況などから稲作や畑作の展開にあたって難しさのある登別市の自然特性に配慮し、これまで通り、畜産を中心とした取組を進めていくことが現実的だと考えます。農業者自身が経営を安定させるために努力することは大前提ですが、酪農ヘルパーを通じた担い手の確保など農業者への支援について継続していただきたいと思います。

漁業に関しては、漁港の衛生管理対策が強化され、安全・安心な水産物を提供できる環境整備が進められていることから、市内外へ情報発信に努め、消費拡大とブランド力を高めていくことを目指すほか、獲れた魚の有効な活用方法については、行政だけでなく、民間事業者が主体的に検討していく必要があると考えています。

また、今後も引き続き、漁港整備が充実するよう、漁港の管理者である国や北海道に要望していただきたいと思います。

「大地に根差したたくましい産業が躍動するまち」の実現のために行う取組は、緊急的な経済対策としてスピード感と決断力が求められることも多い一方、第3期基本計画の計画期間にとどまらず、持続的に取り組んでいく姿勢が必要な施策もあるものと考えますが、特に、市内の消費額を増加させるとともに経済循環を創出し、企業の経営基盤の安定と雇用の増加につなげていくことが重要だと考えます。そのためには、登別温泉のブランド力を生かし、これまで以上に滞在型観光を推進するほか、登別市産の農水産物の高付加価値化や登別市で製造される製品のブランド化を進め、市内外に情報発信するとともに、市内企業同士の連携を通じて事業機会の拡大を図る支援や商店街のにぎわい創出の支援などを息の長い取組として行っていただくことが必要と考えます。

一方、いくら行政が施策を展開しても、市内企業や市民一人ひとりが市の取組に関心を持ち続け、情報収集に努めるとともに、市内での消費に対する意識を高く持つことが必要だということを私たちは忘れてはなりません。市内企業同士が連携し相互間で受注・発注を生み出すことや、市民一人ひとりが普段から市内で買えるものを市内で買う意識が浸透するまでには長い時間を要することから、まず、ここに参画している私たちから率先して行っていきたいと思います。

最後に、行政が事業を行うためには、公平・公正な視点が必要であり、これまでの議論だけでは、具体的な取組を考える段階までに至らなかった場面も多くありましたので、今後10年間の有効な施策について、しっかりと施策の進捗に注視しながら、これから

も行政・企業・市民がそれぞれの意見を持ち寄り、まちへの愛着を持って考えていきたいとします。

◆ 各部会の検討を踏まえた提言 <都市調和部会>

都市調和部会では、第3期基本計画の【第4章 調和の中でふるさとを演出するまち】をメインテーマに、「市内専修学校」や「町内会」、「建設業界」などの団体において活発に活動を展開する市民委員6名と、「庁内検討委員会 都市調和部会」に所属する建設部門の市職員のほか、市総務部企画調整グループの職員が事務局として参加し、くらしの基盤となる道路や住宅、生活に安らぎを与える公園や緑地、人の命を繋ぐ水道など、都市が備えるべき機能について検討を行ってきました。



会議は、月に1～2回の頻度で開催し、検討にあたっては、「このまちに住むあらゆる世代の方が、豊かな自然と美しい景観に囲まれ、いつまでも安心して暮らすことができる登別市の姿」を念頭に置きながら、参加者が将来のまちの姿について自由に意見を交わすとともに、市の職員もそれぞれの施策に込めた思いを発言するなど、市民と行政が一体となり、理想とする都市空間を創出するために、第3期基本計画の10年間で実施すべき施策やより長い期間を掛け、しっかりと取り組むべき施策などについて、話し合ってきました。

ときには、市民と行政の間で、それぞれの施策に対する思いがすれ違い、議論が白熱する場面などもありましたが、これも、市民と行政が、まさしく対等な立場で真剣に議論してきたことの証しであり、これこそが、これからのまちづくりに必要な会議の在り方なのではないかと感じるとともに、この1年間の議論が生み出した一番の成果なのではないかと実感しております。

最後に、私たちが将来のまちの姿への思いを込めた【第4章 調和の中でふるさとを演出するまち】の検討結果を「第1節」から「第3節」までの政策部分類して、都市調和部会からの提言とします。

【第1節】 暮らしやすい快適なまちをつくる

登別市に住むすべての方が、日頃の生活に不自由を感じることなく暮らしていくためには、公共施設や買い物、病院などの都市施設をしっかりと備えつつも、都市計画による適正な土地利用による、コンパクトで集約的なまちを作り上げていく必要があります。

しかし、登別市は、海岸沿いに面した鷺別地区、幌別地区、登別地区、山間の登別温泉地区の4つの地域に大きく分かれ、それぞれの地区の歴史や自然環境などを背景に発展を遂げてきた背景を踏まえると、すべての市街地を一つに集約することは難しいものと考えます。

このため、登別市が目指すコンパクトなまちづくりにおいては、各地区に特徴を持たせながら、地区毎に集約を図っていくことが良いと考えます。

検討の中では、集約を図るアイデアとして、都市計画の変更や税制上の優遇などによる制度的な住み替えの誘導や、高齢者向け賃貸住宅の整備や食事配食エリアの指定により、一人暮らしの高齢者を「まちなか」に誘導する仕組みなど、さまざまなアイデアが出されました。また、国においては「都市再生特別措置法」を改正し、都市の中心部や公共交通の結節点に、行政や商業などさまざまな機能を集約させ、人口の集積を図ることを目的に、さまざまな補助メニューを設けるなど、車に乗らない高齢者や子どもも含め、多くの人暮らしやすいまちの実現を目指している状況です。

これからますます高齢化が進み、人口の減少が予測される中、地域内での買い物施設や病院などの生活インフラを維持していくためには、地域内の人口の集積は不可欠と感じますが、その実現には長い時間と多くのお金が必要です。

第3期基本計画の期間においては、国の動向などを注視しながら、実現に向けた取組を一步でも進めていただきたいと思います。

また、登別市は、豊かな自然景観を背景に鷺別、幌別、登別、登別温泉それぞれのまちが、地域の歴史や文化、経済活動の違いなどを背景に個性のある景観を形成しており、これらの景観は市民の貴重な財産として、市民の手で守り育て、次代へ継承する必要があります。

平成27年度に制定を予定している、「(仮称)登別市景観とみどりの条例」は、「(仮称)登別市景観・緑化条例検討市民会議」が、3年の期間を掛け、登別市の良好な景観や緑を「守り育て」、「新たに作り」、「次代へ引き継ぐ」ため、行政、市民、事業者、それぞれの役割分担を定め、素案を作り上げたものです。

私たち市民は、良好な景観と豊かなみどりづくりの当事者として、自ら積極的に行動するとともに、地域の景観とみどりづくりに参加し、協力をしていきますので、市は、このまちに暮らし、働き、訪れるすべての方に、この条例の精神を分かりやすく伝えるため、条例の解説書を作成するなど、市民が作り上げた条例の実効性を担保するための周知にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

【第2節】 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる】

市民が快適な都市生活を送るためには、生活の基盤となる住宅や人々に安らぎと潤いを与える公園、水道に代表されるライフラインなどの都市機能の調和が図られる必要があります。

住宅施策については、昨今の地震や大雨による災害が取りざたされる中、このまちに暮らす人々が安全に安心して暮らすことができるよう、安全で良質な宅地の供給に向けた指導にしっかりと取り組んでいただくほか、住宅の耐震化を進めるための情報提供や支援に力を入れていただきたいと思います。

また、環境への負荷の少ない省エネルギー住宅の建設を促進するため、市内の事業者への技術情報などの提供に取り組むとともに、市民への情報提供にも努めていただきたいと思います。

住宅施策のセーフティーネットである公営住宅については、住宅を真に必要とする方を判断するための客観的な指標を導入するなどの方法により、入居の公平性を保つよう取り組んでいただきたいと思います。

また、長期にわたり空室となっている住宅がある現状を踏まえて、単身者を入居可能にするなどの要件緩和や若年者向けの改修による入居促進、町内会をはじめとする地域活動での利用を検討するなど、有効活用についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

市民の暮らしにうるおいを与える緑は、子どもたちの成長にとって大きな糧となるほか、さまざまな生物をはぐくむなど、重要な役割を果たします。

前段の景観形成の中でも述べさせていただきましたが、平成27年度に制定を予定している「(仮称)登別市景観とみどりの条例」の施行に向け、みどりの保全についても、市民や事業者が豊かなみどりづくりの当事者として、自ら積極的に行動するとともに、地域のみどりづくりに参加し、協力する必要があると考えますので、みどりの果たす役割やその必要性などを分かりやすくまとめた解説書を作成するほか、平成27年度に供用を開始した「キウシト湿原」を活用し、みどりの役割やみどりを保全することの大切さを伝えるなど、条例の実効性を担保するための周知に、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、公共工事の実施にあたっては、周辺の景観や生物の多様性に与える影響などを考慮し、必要に応じて代替のみどりを確保するなど、なお一層の配慮をしていただきたいと思います。

【第3節】 道路交通網の整ったまちをつくる

まちの骨格である道路は、「まち」と「まち」を結び、「ひと」と「ひと」との交流を創出し、「もの」と「もの」を結ぶことで商業や産業を発展させる、大切な都市インフラの一つです。

まちの背骨となる幹線道路については、国道や道道などは、順次整備が進められているところですが、市道の整備については、昨今の厳しい財政状況なども影響し、なかなか進まない現状にあるとともに、都市計画決定がされている市道の中には、現状のニーズにマッチングしていないものなども見受けられますので、それらの見直しについて検討をお願いしたいと考えます。

また、平成23年に発生した東日本大震災を契機に、当市の津波災害に対する備えが急速に進んでいる現状を踏まえ、津波災害から人々の命を守るために必要な道路の在り方についても検討いただき、国や北海道などとその実現に向けた協議を進めていただき

たいと考えます。

市民生活に一番密接ないわゆる生活道路については、そこに暮らす住民などの声を聴きながら、道路を安全に安心して利用できるよう、適正な維持管理をお願いしたいと思います。

以上のとおり、「このまちに住むあらゆる世代の方が、豊かな自然と美しい景観に囲まれ、いつまでも安心して暮らすことができる登別市の姿」について、都市調和部会の提言を述べさせていただきました。

これらの提言の中には、コンパクトなまちづくりの実現のように、第3期基本計画の計画期間にとどまらず、第4期、第5期と時間を掛けながら一歩ずつ進めていく必要のある施策もありますが、第3期基本計画の計画期間中に実現が可能と思われる施策については、時機を逸することなく確実に推進していただき、私たちが1年をかけて検討した結果が、一つでも多く実現されることにより、いつまでも安心して暮らし続けることのできる登別市であり続けることを期待しております。

とりわけ、平成27年度に制定予定の「(仮称)登別市景観とみどりの条例」の周知については、市民や事業者が良好な景観と豊かなみどりづくりの当事者として、このまちに暮らす人々の共通の財産である登別市の美しい景観と豊かな自然を保全するために、自ら積極的に行動するとともに、地域の景観とみどりづくりに参加し、協力する意識を醸成するための重要な施策と考えますので、同年に供用を開始した「キウシト湿原」を活用した啓発と併せて、市民が作り上げた条例の実効性を担保するために、計画期間中において継続的にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、公営住宅の空室の有効活用についても、若年者の定住や地域コミュニティの活性化に寄与するものと考えられますので、確実な推進をお願いします。

◆ 各部会の検討を踏まえた提言 <育み部会>

育み部会では、第3期基本計画の【第5章 豊かな個性と人間性を育むまち】をメインテーマとして、学校、文化・体育、図書館、子ども会などに携わる市民委員6名と、「市内検討委員会育み部会」に所属する教育部門の市職員のほか事務局として総務部企画調整グループの市職員により、月に1～2回の頻度で、教育施策についての検討を行ってまいりました。



私たちは、登別市がいつまでも豊かな個性と人間性を育むまちであり続けるには、育み部会が担当するテーマが、とても重要な位置付けであるということをしかり念頭に置きつつも、固く考えてしまうと柔軟な発想が出てこないと考え、リラックスして議論するためには、固い議事進行は避け、気軽に自由な発言ができるような雰囲気づくりを心がけて、検討を進めました。

私たち育み部会が第3期基本計画の策定にあたって確認した基本的な考えとしては、「少子高齢化の進展と今後10年間の社会の変化を見据えた、このまちに相応しい身の丈に合った計画でなければならない」ということです。

この考えを部会員の共通認識として常に念頭に置き、回ごとにポイントとなる文言やキーワードについて挙げていただき、それを確認するという反復作業を行ってきました。

市職員も市民も互いに遠慮せずに発言したことにより、多種多様な考え方を部会で検討・共有することができ、結果として非常に充実した検討ができた実感しております。

最後に、育み部会で検討した【第5章 豊かな個性と人間性を育むまち】の検討結果を「第1節」から「第4節」までの政策に分類して、育み部会からの提言とします。

【第1節 生涯にわたって学び続ける社会をつくる】

市民のだれもが、いつでも、どこでも生涯学習を行える環境を実現するには、行政と家庭、学校、地域、民間団体等が教育機能の連携と融合を図り、総合的・体系的に生涯学習を推進していくことが必要となります。

少子化の進展により子どもの数が減っていますが、まち全体で子どもたちに生涯学習に触れる機会を与え、子どもたちが早い時期から目標を持てる環境づくりを進めることが大切です。

趣味を持った高齢者は健康で長生きすると言われていますが、高齢者が地域の人たちと一緒に何かを積み上げていくことで、高齢者も健全な肉体と精神を保てます。

高齢者だけでなく、市民が自分のため何かに取り組むということは、心身の健康保持

にメリットがあるといわれており、そういう仕組みや環境づくりについて、市民と行政がともに考えていく必要があるのではないのでしょうか。

また、生きがいとしての生涯学習やスポーツも大切になってきますので、これらを健康寿命を延ばすための対策として、ぜひ事業に組み込んでいただきたいと思います。

これからの高齢化社会では、シルバー世代の方の社会参加は欠かせないものとなり、労働力としてのシルバー人材センターの活用ということも避けて通れない社会になっていくものと思われます。

これらを考えたとき、これまでのボランティアだけでは限界がありますので、シルバー人材センターや高齢者世代の人材などを活用し、有償と無償を融合させたような新しい仕組み作りも必要となるのではないのでしょうか。

どうすれば自分の持つノウハウや経験を、社会に役立てたり伝えたりすることができるのかが分からない、という方がたくさんいらっしゃいますが、各地域に町内会のような活動の拠点となるような組織や場所があれば、身近にあって休眠しているノウハウなどを有効活用できると思いますし、教える人も教えられる人も、それぞれが生きがいを持って成長していけるのではないのでしょうか。

町内会の中に生涯学習についての部会を作り、様々な団体と連携して活動を広げていくということも考えられるかもしれません。

生涯学習の推進にあたっては、担い手の確保という大きな課題についても危機感を持って真剣に考えていく必要があると思います。

サークルや町内会活動において、若い世代の人を呼び込むような活動を広げていくことも、共に成長し継承していく上で必要ではないかと考えます。

例えば、地域の人材をもっと活用するようにすれば人材の流出を防ぐことができますし、子どもたちの居場所づくりも町内会が引き受けられるとすれば、また違ったものになっていくのではないかと考えられます。

地域コミュニティの繋がりをもう一度見直し、子ども会、老人クラブ、町内会の活動を上手く融合することができれば、さらなる生涯学習の推進に繋がっていくのではないのでしょうか。

この考えを広く市民に浸透させ、健康寿命を延ばすという考えや、町内会活動の活性化、シルバー人材センターの活用などの様々なアイデアが盛り込まれることで地域の活性化に繋がっていくと考えます。

図書館は様々な可能性を持っていますので、新しくオープンした図書館分館の機能を生かしながら、地域を支える情報拠点を目指して情報化の整備や学校図書館との連携を進めてください。

そのためには、市民の必要とする情報を収集し提供できるよう市民から様々な意見や要望をもらい、図書館の改善につなげていくというサイクルを作り上げていくことが必要と考えます。

また、図書館システムの広域連携についても、それぞれのまちの図書館の強みや特色を広く市民に理解・認識をしてもらい、さらなる市民の利便性向上につながるよう連携内容の工夫改善を図ることが必要です。

【第2節 学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む】

変化の激しいこれからの社会を生きるためには、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」をバランスよく育てることが大切です。

学力向上の取組では、家庭での学習習慣の定着ということが重視されています。

今、朝食を摂らないで登校する子供たちが増えています。朝食の摂取と学力とは相関関係があるという統計データもあります。

小さなことですが、もう一度原点に戻り「家庭が責任を持って子どもたちに朝食を摂らせてから登校させる」という「早寝、早起き、朝ごはん」運動を定着させることも大切ではないでしょうか。

子どもたちの読書活動の推進と環境の充実化を図る上で、学校司書の配置は欠くことのできないものです。

学校司書配置後の子どもたちの変化についても、教育現場からは「子どもたちの読書に対する反応が驚くほど良くなった」との声が寄せられており、配置については効果を上げていると考えます。

子どもたちへの活字文化の継承・定着のためにも、学校司書配置については、今後も継続していくことが必要です。

また、図書館と学校図書館との連携についても、積極的に進めてください。

今、携帯電話などを使用した子供どうしのコミュニケーションに親が入っていきなくなりつつあるのではないのでしょうか。

だからこそ、子どもたちにしっかりとした情報モラルを持たせるためのICT教育というものが必要とされるのではないかと思います。

しかしながら、最新のICT分野については学校現場だけでは指導が難しいという現状もありますので、民間企業と連携した研修機会の充実を図る取組についても、今後その可能性について検討していく必要があるのではないのでしょうか。

例えば、企業における社会貢献事業（CSR）と連携した、費用を掛けない研修等についても検討できるのではないのでしょうか。

また、民間企業の方が持っているノウハウなどを学校や子どもたちに伝えていくことは、地域の指導者の不足や高齢化への対応にもなり得るのではないかと考えます。

「不登校・いじめの問題」については、今後も変わることのない社会的課題であり、その解決については、学校・行政・家庭で不断の努力が求められるものです。

特に、いじめについての重大事案は、行政が主体となり迅速に対応することが求められておりますので、緊急時において、新たに設置された総合教育会議が即応できるよう、

今後も学校・行政・家庭との連携を密に図りながら、市内の全小・中学校で定めた「いじめ防止基本方針」に基づいた取組をしっかりと行い、いじめの起きない環境づくりに取り組んでください。

現在、取組を進めている登別版コミュニティスクールについては、地域の方がやり甲斐を感じながら学校と共に進めていける体制を作り上げ、定着させていくことが重要でありますので、今後も地域、学校、教育委員会が互いに連携を図りながら発展的に進めてください。

毎年多くの外国人観光客が訪れる国際観光レクリエーション都市登別には、特色ある教育として、教育委員会に配置されているALTなどを活用し、実践的なコミュニケーションを重視した英語教育の充実も必要ではないでしょうか。

また、子どもたちが外国の文化や歴史に興味を持ち、理解を深めるための国際理解教育についても併せて推進するようお願いいたします。

【第3節 市民の個性ある文化活動と文化を育む】

市民が心豊かで潤いのある暮らしを目指し、ふるさと登別に愛着と誇りを持って文化活動ができる環境を醸成していくことが大切です。

そのためには、市が様々な市民に対して優れた文化芸術に触れる機会や参加できる機会を提供し、市民の文化芸術活動や人材育成の支援を推進していくことが必要ではないでしょうか。

文化芸術活動の継承については、今後担い手の確保という大きな課題についても危機感を持って取り組んでいく必要があります。

登別の文化芸術活動について「知らない、興味がない」という人たちに対し、いかにして「知ってもらい、興味を持ってもらう」か、ということが課題となってきますが、それにはまず、そういう人たちに足を運んでもらい、実際に「触れてもらい、見てもらう」ことが大切です。その行動が興味へと繋がり、将来的な活動人口の増加へと繋ぐことができれば、結果的に文化が継承されることになるのではないのでしょうか。

興味があっても、知る機会がないために参加できない人も大勢いると思われまますので、様々な媒体を通じて継続的にPRしていく取組も積極的に行ってください。

また、団体自身も若い世代の人々を呼び込むような活動や組織の内部改革と新陳代謝を図りながら、運営のあり方や方向性を時代に合ったものに変えていく必要があるのではないのでしょうか。

市民がわがまちの伝統・文化や多様な文化活動を知らなければ、市民の側から保存すべきという声は上がってきません。

新しく出た文化と引き継ぐべき文化との融合を図りながら、インターネットや情報機器などのICTを有効活用し、市民がいつでもどこでも見ることのできる情報として、広く市民に発信し続けていくことが重要ではないのでしょうか。

登別の文化の中で大きな位置を占めるアイヌ民族の文化は、世界に発信できる登別の財産であります。民族の血と誇りを守りながら文化を継承していくには、自助努力だけでは限界があることから今後も持続的な支援が必要であると考えます。

また、白老町で計画されている国立アイヌ文化博物館の事業化と連携した取組を模索していくことも検討してください。

【第4節 スポーツを通じて健康で活力ある生活をめざす】

スポーツは心身に健康と活力をもたらすものであり、高齢化社会の中、世代を超えたスポーツ活動は、地域社会の活性化に大きく寄与するものとして期待されています。

今後も引き続き指導者の育成やスポーツ環境の整備に努めるとともに、あらゆる世代の市民が、いつでもどこでも気軽にスポーツに親しみながら体力づくりができ、健康で活力ある生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、計画を推進してください。

生涯学習におけるスポーツ活動は、スポーツ・レクリエーション、健康・体力づくり、競技スポーツの3つに大別されますが、スポーツと健康増進には相関関係があると言われており、スポーツ活動の推進は、第1章の生活習慣病の予防とも密接に関連しています。

市民が身近にスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現に向け、総合型地域スポーツクラブへの支援と連携については、今後も体育コーディネーターの展開など様々な事業が考えられることから、継続して取り組んでいく必要があると考えます。

スポーツ施設については、今後も市の整備計画等に基づき、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供できるよう、高齢化時代を見据えた整備を進めていくことが大切です。

また、既存の屋内施設の利用については、利用者に対し施設の数が恒常的に不足している状態で、新しい人や団体がなかなか利用しにくいという現実がありますので、利用時間を細分化し、より多くの団体が使えるようにするなどの工夫が必要ではないでしょうか。

結びとなりますが、社会の少子・高齢化が進展していく中で、高齢者の社会参加や地域との連携強化を推進していくことは、第5章における今後の生涯学習、学校教育、社会教育、文化、スポーツの各分野においても変わることのない課題ではないでしょうか。

「地域の中で自分たちは何ができるのか」ということを私たち市民が互いに話し合い、その中から顔の見える関係を広げていき、地域間で連携・協力していくという考えを一人一人が持って、まちづくりを進めていく必要があるのではないのでしょうか。

そこから「この部分なら自分も協力できる」といった協働の声が自然発生的に上がってくるようになると、それが地域の活力となり、まちづくりのベースが出来上がっていくのではないかと考えます。

私たち育み部会のメンバーも、行政との協働のまちづくりや学校支援地域本部事業への参画、図書館のあり方を考える活動や地域の文化・スポーツの振興など、所属する団体等における様々な活動を通じて、学校・家庭・地域・行政とを連携していく役割を今後も積極的に果たしていくとともに、この部会で出された諸課題が一つでも解消できるよう鋭意協力していきたいと考えています。

私たちは、第3期基本計画を策定するにあたり、今後10年間の社会の変化を見据えた議論を展開してきましたが、特に教育の分野においては、教育委員会制度のあり方、学制のあり方、学習指導要領の改訂など、教育制度の根幹に関わるような改革が予想される中、地域においては学校の統廃合など私たちと関わりの深いデリケートな課題も抱えています。

これらの施策の施行においては、住民との対話に十分時間をかけ丁寧な説明が求められるところでもありますので、時間的余裕を十分に持ったしっかりとした対応をお願いします。

今後においても、第3期基本計画を基本に、家庭、地域、関係機関などとの連携をより深めながら、社会の変化に柔軟に対応できる教育行政と、豊かな個性と人間性を育むまちの実現をめざし、諸施策を推進してください。

◆ 各部会の検討を踏まえた提言 <まちづくり部会>

まちづくり部会では、基本計画中の第6章である【担いあうまちづくり】を協議対象として、協働のまちづくりをメインテーマに検討を重ねてきました。

協働のまちづくり以外にも、「広報・広聴」、「広域行政」、「都市間交流」、「国際交流」、「行財政運営」など、テーマは大変幅が広く、やりがいがある反面、結論を導くことが困難な場面もありました。



部会のメンバーは、まちづくりに強い思いを持つ方が多く参加され、町内会運営や国際交流、NPOの運営に関することなど、専門的な知識、経験を有する市民と「庁内検討委員会 まちづくり部会」に所属する市の職員、また事務局として参加する総務部企画調整グループの職員と対等な立場で、白熱した議論を行いました。

私たちは、登別市がこれからも、住みやすく、魅力あるまちであり続けるためには、このまちづくり部会が担当する、「協働のまちづくり」という考え方が、大変重要なキーワードであると認識し、これまでの経験に裏打ちされたまちづくりへの思いやこれまでの取組を踏まえつつも変えていきたいという思いなど、それぞれの部会員の思いを共有し、自分の言葉に責任を持ちながら、「まちづくりとは」との問いに多くの時間を費やしました。

提言書を提出する今の時点においても、画一的な「まちづくりとは」の解には至っておりません。

しかし、「このまちがどうなってほしいのか」を協議した時に、それぞれの部会員が様々なアイデアを出しながらも、「このまちに愛着を持ち、いつまでも住み続けたいまちにしたい」、「このまちに活気を創出し、他のまちの人を呼び込める愛されるまちにしたい」との思いは共通するものでした。

10回を超える部会を開催し、時には他者の経験やこのまちへの思いにうなずき、自らの思いを伝え、自分では考えもつかないアイデアを聞き、多くの思いを伝え、多くの考え方を吸収させてもらいました。

「協働のまちづくりを実現するためにはどうしたらいいのか」への明確な回答は得ておりませんが、この部会での経験が、このまちの協働の大きな第一歩であったと思ってもらえるように、今後の我々の活動にフィードバックしていきたいと感じています。

この部会に参加し、多様な考え方に触れ、将来のまちづくりについて話し合うことができた大変充実した1年間であったと、振り返っております。

最後に、まちづくり部会で検討した【第6章 担いあうまちづくり】の検討結果を「第

1 節」から「第3 節」までの政策に分類して、まちづくり部会からの提言とします。

【第1 節 協働のまちづくりの推進】

今後においても、住みやすく、魅力あるまちであり続けるためには、町内会をはじめ、さまざまな市民団体の活動を活性化するなど、協働のまちづくりをさらに推し進める必要を感じました。

協働のまちづくりの基本は、自分たちでできることは自分たちで行い、それぞれの主体が長所を活かすなど、適切な役割分担のもと、少しでもこのまちを良くしたいと行動することと改めて認識しましたが、行政はもとより市民側にもしっかりと意識付けが必要と考えます。

まちづくりを進めることは人づくりをすることと同じであり、コミュニケーション力がまちづくりの原動力となります。

このまちの人づくりをさらに進めるため、市民活動センターの位置づけが重要であるとともに、この提言で提案させていただいた市民自治推進委員会が基礎となると考えます。

新たに設置される市民自治推進委員会では、私たちも積極的にまちづくり、人づくりに関わり続けたいと思いを新たにしました。

私たちは、これまでも様々な機会においてまちづくりについて議論してまいりましたが、今回の部会でも、観光都市としてこのまちが進み続けるために、札内地区の花畑計画や公共の宿の設置など様々なアイデアが議論されました。

財政状況など登別市を取り巻く状況からすべてのアイデアが実現するものでないことは理解しておりますが、積極的に検討いただきたいと考えますし、手法として、例えば学生を議論に参加させ、アイデアが採用されることが、これまで以上にまちへの愛着を醸成することにつながると考えます。

広報広聴については、近隣市と比べても行政と市民の距離が近いと感じましたが、今後も市民の声に耳を傾け、適切に情報提供し続けてほしいと感じました。

I C T の活用により、ホームページや F a c e b o o k など新たな取組にも力を入れられ、より一層、情報を得やすい環境づくりに努められている評価しますが、過度な I C T への傾倒は控え、多くの市民が等しく情報を得られるよう努めてほしいと感じました。

【第2 節 交流によるまちづくりの推進】

他の都市間との交流は、明確な効果を推し量ることは困難ですが、新たな視点、考え方を得るために無くてはならないものと感じました。

特に国際交流は人材育成が大きな目的であり、次世代を担う子供たちが海外の文化を肌で感じることで大きく羽ばたいてほしいと感じました。

また、私たちも含め市民の多くが国際的な感覚を養うことで、海外からの観光客へのホスピタリティ向上に大きく寄与するものと考えます。

移住・定住施策については、人口減少、少子高齢化社会を迎え、人口減少が現実的な課題となった本市において、これまで以上に注力していかなければならないと改めて感じました。

「登別温泉を中心とした観光都市である本市で、例えば『道の駅』など温泉に続く第2、第3の柱となる観光コンテンツの創出し、これまで以上に交流人口を増やしていきたい。」

「このまちに居住されている方たちに、このまちへの愛着を醸成し、住み続けてもらえるようなまちにしたい。」

など、人口減少の流れを断ち切ることは困難であっても、人口を維持できる施策展開を期待するとともに、まちの魅力創出などにおいては市民の立場で積極的に参画していきたいと考えます。

【第3節 担いあうまちづくりのための基盤づくり】

市民と行政がともにまちづくりに取り組むためには、行政がやるべきことを適切に執行することで、信頼し合い、透明性を高めることが、協働のまちづくりを進める上での基礎となると再認識しました。

また、公共施設の今後のあり方については、単に一つの集会施設といった位置づけではなく、地域コミュニティの拠り所となるものと考えますので、地域の実情に応じた対応に努めていただきたいと考えます。

「担いあうまちづくり」の実現には、協働のまちづくりの実現が必要であると強く感じました。

そのためには、様々な主体が、対等な立場でこのまちの将来について語り合える場の整備が必要であり、一見遠回りと見える手法であっても、語り合い、心から同意した中で物事を決定していくプロセスの重要性は、今回の総合計画第3期基本計画検討委員会や部会の進行手法で明らかになったと感じます。

こうしたことから、特にこの提言書では、市民自治推進委員会の再開について、前向きな検討を求め、ぜひ実現していただきたいと私たちは考えます。

今回の部会の進め方が、新たな協働手法として定着するよう、市民自治推進委員会の再開と合わせ十分な検討を求めるものです。

「このまちを、より良いまちにしたい。」との気持ちは、このまちに住むものの共通の思いと信じています。

この協働のまちづくりの仕組みと、この思いを原動力とすることで、より良いまちに近づくものと期待しております。

登別市総合計画第3期基本計画体系図(案)

基本構想		基本計画				
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策		
第1章 やさしさと共生するまち	第1節 【誰もが安心して暮らせるまちをつくる】	I 地域で支え合う福祉活動の確立	1 地域福祉の推進	① 地域福祉の推進		
				② 地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実		
		II 高齢者福祉の確立	1 長寿社会の基盤づくり	① 高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実		
				② 高齢者の健康づくり活動の支援		
				③ 高齢者の生活基盤の整備		
				2 高齢者福祉の充実	① 生活支援サービス機能の充実	
					② ひとり暮らし老人の支援	
					③ 認知症高齢者の支援	
					④ 高齢者の権利擁護	
		⑤ 介護保険事業の適切な運営				
		⑥ 地域包括支援センターによる介護サービスの充実				
⑦ 質の高い介護サービスの展開						
III 障がい者(児)福祉の確立	1 障がい者(児)への理解	① 心のバリアをなくす市民意識の醸成				
		2 障がい者(児)の自立支援	① 生活支援の充実			
			② 相談支援体制の充実			
	③ ボランティアの育成支援					
	④ 療育体制の整備					
	⑤ 就労支援の充実					
	⑥ 生活環境の整備					
	3 障がい者(児)の社会参加の促進	① 障がい者団体等の活動支援				
		② 文化スポーツ活動の支援と指導者の育成				
IV 自立した暮らしへの支援	1 自立した暮らしへの支援	① 生活安定対策の推進				

基本構想				
基本目標				
政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策	
★第1節【誰もが安心して暮らせるまちをつくる】	★IV 自立した暮らしへの支援	★1 自立した暮らしへの支援	② ひとり親家庭への支援	
	V 暮らしの安心を支える制度	1 安心を支える確かな制度	① 社会保障制度の適切な運用等	
	第2節【市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる】	I 市民の主体的な健康づくり意識の確立	1 健康づくり運動の推進	① 適切な生活習慣の推進
				② 食を通じた健康づくりの推進
		II 保健予防活動の充実	1 成人保健の充実	① 各種検診の充実と受診率の向上
				② 生活習慣病の予防に向けた特定健診・特定保健指導の充実
		2 母子保健の充実	① 妊娠期・乳幼児期の一貫した子育て支援の充実	
			② 母子の歯科保健の充実	
		3 予防医療(感染症対策)の充実	① 感染症の知識の普及啓発	
			② 予防接種の接種率の向上	
III 地域医療の充実	1 地域医療体制の確保	① 地域医療体制の確保		
		② 包括的な医療等サービスの提供		
	2 救急医療体制の整備	① 救急医療体制の整備		
		② 救急救命体制の整備		
第3節【安心して子どもを生み育てられるまちをつくる】	I 子育ての不安と負担の軽減	1 地域での子育て支援	① 地域子育て支援拠点の充実	
			② 地域子育てボランティアの育成と活用	
			③ 地域子育てグループ活動への支援	
			④ 子育てについての学習、体験機会の充実	
			⑤ 子育て家庭への相談・情報提供の支援	
		2 男女共同による子育ての推進	① 家事、育児への男性参画の推進	
	3 子育て環境の整備	① 保育所、幼稚園等における保育・教育の充実及び環境の整備		
		② 認定こども園の推進		

第1章 やさしさと共生するまち

基本構想				
基本計画				
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策
第1章 やさしさと共生するまち	★第3節【安心して子どもを生き育てられるまちをつくる】	★I 子育ての不安と負担の軽減	★3 子育て環境の整備	③ 民間活用による柔軟な保育環境の整備
				④ 乳幼児等保育の充実
			⑤ 児童館、放課後児童クラブなどの充実	
		4 経済的負担等の軽減の支援	① 医療費、保育料、教育費等の支援	
				② 子どものいる家庭等への経済的支援等の充実
		II 児童虐待の防止	1 児童虐待防止の推進	① 児童虐待の予防、早期発見
				② 児童虐待の適切な対応
	第4節【男女共同参画社会の実現】	I 男女の人権が尊重される社会の実現	1 男女共同参画の推進	① 家庭、学校、地域、職場での男女平等意識の啓発
				② 家庭生活への男性の参画促進
		2 女性の人権保護	① 配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実	
	II 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現	1 女性の社会参画の促進	① 地域活動、市民活動への女性参画の促進	
			② 女性の職域拡大と各種審議会等への登用促進	
第2章 自然とともに暮らすまち	第1節【環境への負荷の少ないまちづくり】	I 環境に配慮した暮らしの構築	1 環境保全意識の醸成	① 環境教育の推進
				② 環境保全団体や自治体間等の連携強化と活動の推進
				③ 環境に配慮した消費行動の啓発
		2 環境保全活動の推進	① 省資源・省エネ生活への意識啓発	
			② 地球温暖化対策の推進	
			③ 再生可能エネルギーの利用促進	
			④ 公害監視体制の強化	
			⑤ 生態系の保全	
		II 循環型社会の構築	1 廃棄物の減量	① ごみの排出抑制の普及啓発とその実践強化
			2 廃棄物の有効利用	① リサイクルの普及啓発とその実践強化

基本構想				
基本計画				
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策
第2章 自然とともに暮らすまち	★第1節【環境への負荷の少ないまちづくり】	★Ⅱ 循環型社会の構築	3 一般廃棄物の適正処理	① ごみ処理施設の適正な維持管理の推進
			4 産業廃棄物の適正処理	① 産業廃棄物処理場の適正な管理・指導
			5 不法投棄の防止	① 不法投棄防止の強化
		Ⅲ 生活排水の適正な処理	1 公共用水域の水質保全と下水道施設の適正な管理	① 持続可能な下水道事業の促進
			2 し尿の適正処理	① し尿投入施設の適正な維持管理
	第2節【自然を生かした潤いのあるまちづくり】	Ⅰ 自然と調和の取れた潤いと安らぎのある環境の創出	1 自然環境活動の拠点づくりと人づくり	① 自然環境を活用した学習の場の充実
			2 自然環境の保全と復元	① 適切な自然環境保全の推進
				② 多様な生物が生息する自然環境の保全と復元
				③ 野生生物のデータ集約及び情報の発信
				④ 森林の保全
				⑤ 水資源の保全
			3 水辺環境の保全・創造	① 河川・海岸沿いの環境保全と緑化推進
				② 親水空間の保全と創造
			4 自然とのふれあいの場の整備	① 地域の自然資源を活用した自然とのふれあいの場の整備
5 葬斎場・墓地の整備			① 葬斎場の効率的な運営	
	② 墓地の整備			
第3節【安全に安心して暮らせるまちづくり】	Ⅰ 総合防災対策の推進	1 防災計画の推進	① 防災計画の整備	
			② 国民保護計画の推進	
		2 防災意識の向上	① 防災訓練の実施	
			② 防災思想の普及啓発強化	

基本構想				
基本目標				
政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策	
★第3節【安全に安心して暮らせるまちづくり】	★Ⅰ 総合防災体制の推進	3 防災体制の充実	① 防災施設及び設備の適正管理 ② 防災センター機能の整備 ③ 防災情報体制の推進 ④ 地域における防災体制の推進 ⑤ 非常用備蓄品の整備 ⑥ 相互応援や多様な機関等との連携協力の推進	
		4 治山対策の推進	① 治山事業の推進	
		5 治水・雨水対策の推進	① 治水事業の推進 ② 雨水・浸水対策事業の推進	
		Ⅱ 消防・救急救助体制の充実	1 火災予防活動の推進	① 防火思想の普及 ② 防火査察の徹底 ③ 消防団の活性化
			2 消防力の強化・高度化	① 消防施設、機器整備の高度化と効率化 ② 消防水利の拡充
		Ⅲ 交通安全の推進	1 交通安全意識の高揚	① 交通安全に関する意識啓発の強化
			2 交通安全施設の整備	① 交通安全施設の増設
		Ⅳ 安全な消費生活の確保	1 消費者対策の充実	① 消費者意識の啓発及び学習機会の充実 ② 消費者相談機能の充実
		Ⅴ 安全安心なまちづくり	1 防犯対策の推進	① 地域ぐるみ防犯活動の推進 ② 平和なまちづくりの推進
		Ⅵ 心配ごと・困りごとの解消	1 市民相談の充実	① 市民相談体制の充実

第2章 自然とともに暮らすまち

基本構想					
基本計画					
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策	
第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち	第1節【活気に満ちた魅力あふれる産業をつくる】	I 活力ある複合的産業基盤の形成	1 活力ある市内企業の育成	① 経営基盤の強化と経営支援機能の充実	
				② 製品等の魅力の向上とブランド力・技術力の強化	
				③ 事業機会の拡大と域内循環の推進	
				④ にぎわい溢れる商業の振興	
			2 市内産業を担う新たな企業の創出	① 起業・創業の促進	
				② 企業立地の推進	
			③ 新分野進出と新産業創出の支援		
			II 雇用の安定と快適な就業環境づくりの推進	1 生涯を通して働ける環境づくり	① 雇用情報の提供やキャリア教育の推進等による就業の促進
					② 労働環境の向上と勤労者福祉の充実
				2 産業を担う人材の育成	① 職業能力の向上・開発の支援
	III 魅力ある観光地づくり	1 国内外の観光客に優しい観光地づくり	① 温かいおもてなしの心の醸成		
			② 安全安心な観光施設の整備		
			③ 観光客受入体制の整備		
		2 感動と癒しのある観光地づくり	① 観光資源の充実と利用促進		
			② 滞在型観光の推進		
		3 多様な誘客事業の推進	① 魅力ある観光情報の発信		
第2節【自然を活かした産業の育成】	I 特色ある農業・漁業の推進	1 農水産物高付加価値化の促進	① 新鮮で安全・安心な農水産物供給の推進		
			② 地場農水産物高付加価値化の推進		
			③ 地産地消の推進		
		2 ゆとりある農業経営の促進	① 新規就農者、担い手農業者への支援		
	② 農業生産基盤の整備				

基本構想				
基本計画				
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策
第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち	★第2節【自然を活かした産業の育成】	★I 特色ある農業・漁業の推進	★2 ゆとりある農業経営の促進	③ グリーンツーリズム(農村との交流を楽しむ余暇活動)の推進
				④ 有害鳥獣の捕獲推進
			3 時代に即した漁業生産の基盤づくり	① マリンビジョンの推進
				② つくり育てる漁業や資源管理型漁業の推進
				③ 漁業経営の安定
				④ 漁港の維持・管理と環境整備促進
第4章 調和の中でふるさとを演出するまち	第1節【暮らしやすい快適なまちをつくる】	I 計画的な都市空間づくり	1 コンパクトな都市空間づくり	① 計画的な土地利用の推進
				② 都市機能の充実
		II 良好な景観の形成	1 地域性を活かした景観形成	① 景観形成の推進
				② 景観意識の啓発
	第2節【良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる】	I 快適な住環境づくり	1 身近な公園・緑地等の創出と保全	① 安全で安心できる公園整備の推進
				② 民間活力による公園・緑地の管理・運営
				③ みどりの創出と保全
			2 安全で安心な水の安定供給	① 安全な水道水の供給
				② 確実な給水の確保
				③ 安定した水道事業運営の持続
II 良好な居住空間づくり	1 良好な民間住宅の供給促進	① 民間住宅の改善誘導		
		② ライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅供給の誘導		
	③ 環境に配慮した省エネルギー住宅の建設促進			
	2 優良な宅地の供給促進	① 安全で優良な宅地供給の誘導		
	3 良好な公営住宅の供給	① 計画的な改修整備		
			② 効果的・効率的な管理・運営	
			③ 公正な入居制度の推進	

基本構想				
基本計画				
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策
第4章 調和の中でふるさとを演出するまち	第3節【道路交通網の整ったまちをつくる】	I 総合的な交通網の整備	1 道路網の整備・適正な維持管理	① 幹線道路網の計画見直し ② 幹線道路の整備・改善 ③ 生活道路等の整備・改善 ④ 適正な維持管理
			2 交通手段の確保	① 人にやさしい交通手段の確保
第5章 豊かな個性と人間性を育むまち	第1節【生涯にわたって学び続ける社会をつくる】	I 市民の主体的な学習の推進	1 生涯学習活動の促進	① ライフステージに対応した多様な学習機会の充実 ② 主体的な生涯学習活動に向けた情報の提供
			2 生涯学習環境の充実	① 生涯学習施設の確保と充実 ② 生涯学習支援者の育成と確保 ③ 図書館機能の充実
	第2節【学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む】	I 子どもたちの生きる力を育む	1 確かな学力の向上	① 基礎・基本の定着 ② 思考力、判断力、表現力等の育成 ③ 学び続ける意欲の醸成
			2 豊かな人間性の育成	① 豊かな心を育む教育の充実 ② 生徒指導、不登校・いじめ対策の充実 ③ 教育相談の充実
			3 たくましく生きるための健康や体力づくり	① 健康や体力づくりの推進 ② 食育の推進 ③ 地域との連携 ④ 指導者・指導技術の充実
		II 地域に根ざした魅力ある学校づくり	1 特色ある教育活動の推進	① 時代の変化に伴う教育課題への対応 ② 総合的な学習の時間の充実

基本構想						
基本目標						
政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策			
★第2節【学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む】	★Ⅱ 地域に根ざした魅力ある学校づくり	★1 特色ある教育活動の推進	③ 体験活動の充実 ④ 情報機器の効果的な活用			
		2 開かれた学校づくりの推進	① 学校公開や地域交流の推進 ② 地域・家庭との連携促進 ③ 地域の教育力の活用			
		3 教育環境の充実	① 学校の適正規模等 ② 児童生徒の安全確保 ③ 安心で衛生的な教育環境の充実 ④ 特別支援教育体制づくり ⑤ 教員の資質の向上			
		Ⅲ 青少年が健やかに地域で育つ環境づくり	1 地域との連携による青少年の健全育成	① 青少年の健全育成 ② 非行などの未然防止		
		第3節【市民の個性ある文化活動と文化を育む】	Ⅰ 市民の文化・芸術活動の育成・支援	1 市民文化活動の活性化	① 多様な文化活動の機会の充実 ② 多様な鑑賞事業等の実施 ③ 文化施設の確保と充実	
				2 文化活動を担う人づくり	① 文化活動との出会いの場づくり ② 子どもたちの文化活動への参加促進 ③ ボランティア、指導者の育成と人材リストのデータベース化	
				Ⅱ 文化の保存・継承	1 歴史の伝承と活用	① 郷土の歴史を学ぶ場の充実 ② 埋蔵文化財の保管、展示施設の整備と学習会の開催 ③ 郷土文化・郷土芸能に触れる機会の充実
				2 アイヌ文化の振興と連携した取組	① アイヌ文化に関する調査研究、記録の保存 ② 伝統芸能、工芸に触れる機会の充実	

第5章 豊かな個性と人間性を育むまち

基本構想		基本計画			
基本目標		政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策
第5章 豊かな個性と人間性を育むまち	★第3節【市民の個性ある文化活動と文化を育む】	★Ⅱ 文化の保存・継承	★2 アイス文化の振興と連携した取組	③ 市民講座の開催、小、中学校への情報提供	
	第4節【スポーツを通じて健康で活力ある生活をめざす】	Ⅰ 生涯にわたるスポーツ振興の推進	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	① 多様なスポーツ活動の機会の充実	
				② 各団体とのネットワーク化、情報提供	
				③ 生涯スポーツ指導者の育成	
				④ 関係機関の連携	
	2 健康・体力づくりの推進	② 温水を利用した健康づくり			
		③ 豊かな自然を利用した健康づくり			
		① 選手の育成			
		② 指導者の育成・活用			
	3 競技スポーツの推進	③ 交流を通じて豊かな心の育成			
④ スポーツ施設の確保と充実					
4 施設整備の推進	② スポーツ施設の有効活用				
第6章 担いあうまちづくり	第1節【協働のまちづくりの推進】	Ⅰ 協働の仕組みの醸成	1 市民と行政が共に取組むまちづくりの推進	① まちづくりの基本理念の定着	
				② 市民参画の仕組みの構築	
		Ⅱ まちづくり活動の推進	1 多彩なまちづくり活動の支援	① 団体間の連携によるまちづくり活動の活性化	
	Ⅲ 協働のまちづくりを支える啓発の推進	1 情報の公開と広報広聴活動の充実	① 広報広聴活動の推進		
			② 意見公募(パブリックコメント)制度の推進		
			③ まちづくり活動団体における情報発信と共有		
	第2節【交流によるまちづくりの推進】	Ⅰ 国内における交流の場と機会の拡大	1 国内の様々な地域との交流の推進	① 広域行政の推進	
				② 姉妹都市交流等の推進	
		Ⅱ 海外との交流の場と機会の拡大	1 地域国際化の推進	③ 札幌圏・首都圏における交流拠点の整備	
				① 国際交流の推進	

基本構想				
基本計画				
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策
第6章 担いあうまちづくり	★第2節【交流によるまちづくりの推進】	★Ⅱ 海外との交流の場と機会の拡大	★1 地域国際化の推進	② 外国人が快適に滞在しやすいまちづくり
				③ 国際性豊かな人材育成
				④ 国際協力・貢献活動の推進
	第3節【担いあうまちづくりのための基盤づくり】	Ⅲ 定住の地を求め人の勧誘と定住支援	1 移住・定住の受入体制の充実	① 移住・定住相談体制の整備
				② 移住体験の推進
				2 人口流出の阻止・都市機能の充実
第3節【担いあうまちづくりのための基盤づくり】	Ⅰ 市民の信頼に応える行財政運営	1 行政機能の充実	① 公平、公正な行政運営と持続可能な財政運営	
			2 市有財産や公共施設の適正な活用	① 市有財産や公共施設の適正な活用

◆ 登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会委員名簿

	団体名等	委員氏名	所属部会	役職
1	社会福祉法人登別市社会福祉協議会	雨洗 康江	ぬくもり部会	部会長
2	登別市連合町内会	田淵 純勝	ぬくもり部会	副部会長
3	登別市障害者福祉関係団体連絡協議会	今 順子	ぬくもり部会	
4	のぼりべつ男女平等参画懇話会	鎌田 和子	ぬくもり部会	
5	登別市私立幼稚園協会	千葉 円哉	ぬくもり部会	
6	一般公募	岩浅 眞純	ぬくもり部会	
7	登別市暴力追放運動推進団体連絡協議会	江口 武利	防災・環境部会	部会長
8	登別市衛生団体連合会	川島 芳治	防災・環境部会	副部会長
9	登別市交通安全協会	和泉 薫	防災・環境部会	
10	登別環づくり市民委員会	久保田 博史	防災・環境部会	
11	登別消費者協会	鹿原 徳子	防災・環境部会	
12	一般公募	関 修	防災・環境部会	
13	一般公募	遠藤 潤	防災・環境部会	
14	登別商工会議所青年部	高橋 弘康	産業躍動部会	部会長
15	いぶり中央漁業協同組合	小川 賢	産業躍動部会	副部会長
16	登別商工会議所	木村 義恭	産業躍動部会	
17	社団法人登別観光協会	白田 明義	産業躍動部会	
18	伊達市農業協同組合	近井 一夫	産業躍動部会	
19	登別消費者協会	安達 陽子	産業躍動部会	
20	一般公募	川田 弘教	産業躍動部会	
21	学校法人片柳学園日本工学院北海道専門学校	長部 正之	都市調和部会	部会長
22	一般公募	西尾 拓也	都市調和部会	副部会長
23	登別建設協会	林田 康光	都市調和部会	
24	登別管工事業協同組合	荒川 昌伸	都市調和部会	
25	登別測量協会	谷崎 博美	都市調和部会	
26	登別市連合町内会	中川 信市	都市調和部会	

	団体名等	委員氏名	所属部会	役職
27	登別市校長会	安宅 錦也	育み部会	部会長
28	登別市文化協会	川村 正勝	育み部会	副部会長
29	一般公募	仲川 弘誓	育み部会	委員長
30	のぼりべつの図書館を考える会	合田 美津子	育み部会	副委員長
31	登別市体育協会	磯田 大治	育み部会	
32	登別市子ども会育成連絡協議会	佐藤 文子	育み部会	
33	登別市民憲章推進協議会	中原 義勝	まちづくり部会	部会長
34	一般公募	渡部 雅子	まちづくり部会	副部会長
35	登別市連合町内会	山田 正幸	まちづくり部会	副委員長
36	のぼりべつ国際交流会	田中 寛志	まちづくり部会	
37	登別デンマーク協会	稲葉 一彦	まちづくり部会	
38	一般社団法人登別室蘭青年会議所	工藤 隆行	まちづくり部会	
39	のぼりべつNPO ネット	川島 雅司	まちづくり部会	
40	登別商工会議所青年部	松本 崇之	まちづくり部会	
41	一般公募	成田 育磨	まちづくり部会	

※ 名簿は、部会順で部会長・副部会長以外は順不同

◆ 登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会開催状況

市民検討委員会（全体会議）

開催日	会議名	出席人数 (事務局含む)
平成26年3月25日	第1回市民検討委員会	43人
平成26年5月14日	第1回市民検討委員会部会長・副部会長会議	19人
平成26年5月14日	第2回市民検討委員会	42人
平成27年7月23日	第2回部会長・副部会長会議	15人

各部会の開催状況

部会名	開催日	出席人数 (事務局含む)
ぬくもり部会	平成26年 6月10日	10人
	平成26年 6月25日	9人
	平成26年 7月16日	9人
	平成26年 8月27日	9人
	平成26年 9月17日	9人
	平成26年10月 8日	9人
	平成26年10月27日	8人
	平成26年11月10日	9人
	平成26年11月19日	9人
	平成26年12月19日	10人
	平成27年 1月22日	10人
	平成27年 2月 4日	10人
	平成27年 7月 2日	10人
	平成27年 8月10日	12人
合 計	12回開催	延出席者 133人

部会名	開催日	出席人数 (事務局含む)
防災・環境部会	平成26年 6月10日	10人
	平成26年 6月30日	8人
	平成26年 7月10日	11人
	平成26年 8月 7日	8人
	平成26年 9月18日	11人
	平成26年 9月29日	8人
	平成26年10月14日	10人
	平成26年11月14日	10人
	平成26年11月28日	8人
	平成26年12月19日	9人
	平成27年 1月28日	10人
	平成27年 6月29日	12人
	平成27年 8月 3日	9人
合 計	13回開催	延出席者 124人

部会名	開催日	出席人数 (事務局含む)
産業躍動部会	平成26年 5月22日	12人
	平成26年 6月 4日	10人
	平成26年 6月18日	9人
	平成26年 7月 2日	8人
	平成26年 9月17日	8人
	平成26年10月 1日	8人
	平成26年10月15日	8人
	平成26年11月 5日	10人
	平成26年11月19日	8人
	平成27年 1月21日	8人
	平成27年 2月 6日	9人
	平成27年 7月 1日	11人
	平成27年 8月12日	9人
合 計	13回開催	延出席者 118人

部会名	開催日	出席人数 (事務局含む)
都市調和部会	平成26年 5月26日	8人
	平成26年 6月18日	9人
	平成26年 7月 2日	9人
	平成26年 7月28日	10人
	平成26年 8月11日	9人
	平成26年 8月25日	10人
	平成26年 9月16日	12人
	平成26年10月 6日	10人
	平成26年10月28日	12人
	平成26年11月 6日	9人
	平成26年11月17日	10人
	平成26年11月27日	9人
	平成27年 1月19日	9人
	平成27年 2月 2日	11人
	平成27年 6月30日	10人
	平成27年 8月11日	9人
合 計	16回開催	延出席者 156人

部会名	開催日	出席人数 (事務局含む)
育み部会	平成26年 5月27日	8人
	平成26年 6月 2日	11人
	平成26年 6月30日	9人
	平成26年 7月11日	9人
	平成26年 7月22日	9人
	平成26年 8月18日	8人
	平成26年 9月19日	9人
	平成26年10月 7日	9人
	平成26年10月20日	9人
	平成26年11月12日	9人
	平成26年11月20日	9人
	平成26年12月19日	6人
	平成27年 1月29日	10人
	平成27年 6月30日	12人
	平成27年 8月 4日	8人
合 計	15回開催	延出席者 135人

部会名	開催日	出席人数 (事務局含む)
まちづくり部会	平成26年 5月23日	13人
	平成26年 6月 5日	10人
	平成26年 6月19日	11人
	平成26年 7月 1日	12人
	平成26年 7月17日	11人
	平成26年 8月 5日	12人
	平成26年 8月28日	11人
	平成26年10月 3日	9人
	平成26年10月17日	10人
	平成26年11月 4日	8人
	平成26年11月17日	8人
	平成26年12月18日	10人
	平成27年 1月29日	14人
	平成27年 7月 2日	12人
	平成27年 8月13日	9人
合 計	15回開催	延出席者 160人

総合計【部会】	84回開催	延出席者 826人
---------	-------	-----------

◆ 登別市総合計画第3期基本計画市民・庁内検討委員会活用資料

◎配布資料	
1	市民と行政がつくる総合計画第3期基本計画
2	登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会設置要綱
3	登別市総合計画第3期基本計画庁内検討委員会設置要綱
4	登別市総合計画基本構想
5	第3期基本計画について
6	第3期基本計画スケジュール
7	庁内・市民検討委員会組織図
8	庁内検討委員会組織図（異動後）
9	庁内検討委員会の変更について
10	市民検討委員会名簿
11	庁内検討委員会委員長等名簿
12	第2期基本計画
13	第2期基本計画仮総括
14	H24年度・H25年度 まちづくり意識調査結果報告書
15	人口推計
16	中期財政見通し
17	大型事業推進プラン
18	地域とともに描くまちづくり（アイデア資料）
19	各地区連合町内会からの要望概要（アイデア資料）
20	各地区連合町内会からの要望概要②【追加資料】（アイデア資料）
21	地域や各種団体等からの要望事項集約表
22	公共施設整備のあり方・公共施設整備方針策定スケジュール（案）
23	登別市学校適正配置基本方針
24	庁内検討委員会部会の進め方
25	会議の進め方
26	第3期基本計画体系図（案）を検討する上でのポイント
27	第3期基本計画体系図（案）を検討する上でのポイント 2
28	（参考）第2期基本計画策定時の議事録
29	第1回庁内検討委員会会議録
30	第2回庁内検討委員会会議録
31	全国大学政策フォーラム報告書（平成23年から平成25年開催分まで）

◎配布資料

3 2	第 1 回庁内検討委員会部会会議録
3 3	第 2 期基本計画体系図【旧】
3 4	第 3 期基本計画見直し調書【旧】
3 5	第 3 期基本計画体制図案（調整過程付）【旧】
3 6	第 3 期基本計画体制図案（調整後）【旧】
3 7	第 2 期基本計画からの変更点【旧】
3 8	第 2 期基本計画体系図
3 9	第 3 期基本計画見直し調書
4 0	第 3 期基本計画体制図案（調整過程付）
4 1	第 3 期基本計画体制図案（調整後）
4 2	第 2 期基本計画からの変更点